

山梨県動物愛護推進員設置運営要領

1 目的

この要領は、山梨県動物愛護推進員設置運営要綱（以下「要綱」という。）第5条及び第6条に関し、必要な事項を定める。

2 動物愛護推進員養成講習会

(1) 要綱第5条に規定する動物愛護推進員養成講習会の内容は次のとおりとする。

- ア 動物愛護概論・動物愛護管理関係法令
- イ 山梨県における動物愛護管理施策
- ウ 動物愛護推進員の役割及び遵守事項
- エ 動物愛護指導センターの概要
- オ 動物に関する相談事例

(2) 知事は、獣医師、愛玩動物看護師、動物取扱責任者その他の者で、上記の講座内容のうち、既に知識があると判断する者に対しては、当該講座の受講を免除することができる。

3 報告

要綱第6条に規定する報告は、動物愛護推進員活動報告書（別記様式）により前年度活動実績等を4月30日までに報告すること。

附 則

この要領は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月12日から施行する。